

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

ページ

1 職員給与関係資料

第1表	適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
第2表	適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	平均給与月額	3
第4表	扶養親族数別人員	6
第5表	単身赴任手当の支給状況	6
第6表	管理職手当の支給状況	7
第7表	地域手当の支給状況	7
第8表	住居手当の支給状況	8
第9表	通勤手当の支給状況	8
第10表	再任用職員（フルタイム勤務職員）の適用給料表別、級別人員	9
第11表	再任用職員（短時間勤務職員）の適用給料表別、級別人員	9
第12表	適用給料表別、級別、号給別人員分布	10
第13表	適用給料表別、級別、年齢別人員分布	31

2 民間給与関係資料

第14表	産業別、規模別調査事業所数	40
第15表	職種別給与額等	41
第16表	職員と民間事業所従業員との対応関係	48
第17表	職員給与と民間給与の較差	48
第18表	給与改定の状況	49
第19表	定期昇給の実施状況	49
第20表	学歴別初任給	49
第21表	初任給の改定状況	50
第22表	特別給の支給状況	50
第23表	冬季賞与の考課査定分の配分状況	51
第24表	民間における在宅勤務関連手当の支給状況	51
第25表	家族手当の支給状況	52

3 労働経済関係資料

第26表	労働経済指標	53
------	--------	----

4 生計費関係資料

第27表	費目別、世帯人員別標準生計費（令和5年4月）	55
------	------------------------	----

5 人事管理に関する報告関係資料

第28表	年360時間を超える時間外勤務を行った職員数・割合（令和3年度・令和4年度比較）	56
第29表	月45時間を超える時間外勤務を行った職員数（令和3年度・令和4年度比較）	57
第30表	月45時間を超える時間外勤務を行った職員数（令和4年度・令和5年度比較）	58
第31表	職員1人当たり年間時間外勤務時間数	60
第32表	育児休業の新規取得状況	61
第33表	男性の育児休業取得率	61
第34表	子の看護休暇の取得状況	61
第35表	時間外勤務が1か月に100時間以上の職員に対する産業医等の面談の状況	61
第36表	在職死亡者及び長期療養者の状況	62
第37表	健康相談件数の状況	62

6 人事院勧告・報告関係資料

	令和5年公務員人事管理に関する報告の骨子	63
	令和5年勤務時間に関する勧告の骨子	65
	令和5年給与勧告の骨子	65

1 職員給与関係資料

令和5年4月現在における職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の実態を調査したものである。

第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	9,595	42.5	20.1
行政職給料表	3,046	42.5	20.5
公安職給料表	1,230	37.8	16.9
教育職給料表(1)	1,588	46.1	23.3
教育職給料表(2)	3,358	42.6	19.7
研究職給料表	155	41.9	18.3
医療職給料表(1)	36	38.7	14.0
医療職給料表(2)	90	42.9	19.5
医療職給料表(3)	57	42.6	18.9
海事職給料表	35	44.6	23.4

(注) 1 企業局に勤務する職員(33人)、病院局に勤務する職員(1,349人)及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の適用を受ける職員(88人)は含まれていない。(以下各表において同じ。)

2 再任用職員(440名:うちフルタイム勤務職員327名、短時間勤務職員113名)は含まれていない。(第10表及び第11表を除く。)

第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	84.6	4.0	11.4	0.0	57.7	42.3
行政職給料表	100.0	77.1	5.7	17.2	0.0	60.4	39.6
公安職給料表	100.0	54.1	3.4	42.5	0.0	87.3	12.7
教育職給料表(1)	100.0	95.3	2.5	2.3	—	54.0	46.0
教育職給料表(2)	100.0	99.0	1.0	0.0	—	46.1	53.9
研究職給料表	100.0	100.0	0.0	—	—	80.0	20.0
医療職給料表(1)	100.0	100.0	—	—	—	58.3	41.7
医療職給料表(2)	100.0	73.3	26.7	0.0	—	44.4	55.6
医療職給料表(3)	100.0	10.5	89.5	—	—	1.8	98.3
海事職給料表	100.0	28.6	42.9	25.7	2.9	100.0	0.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第3表 平均給与月額

区分 給与種目	全職員
給料	346,307 円
扶養手当	9,553
管理職手当	6,378
地域手当	561
その他の手当	10,119
合計	372,918

(注) 1 給料には、教職調整額を含む。

2 その他の手当の内訳は、住居手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、
 単身赴任手当（基礎額）及び特勤勤務手当等である。（以下各表において同じ。）

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	公安職給料表適用職員
給料	315,524 円	326,162 円
扶養手当	8,622	13,711
管理職手当	9,107	4,857
地域手当	808	183
その他の手当	7,128	7,753
合計	341,189	352,666

区分 給与種目	教育職給料表（１）適用職員	教育職給料表（２）適用職員
給 料	389,760 円	363,306 円
扶 養 手 当	10,491	8,593
管 理 職 手 当	4,120	5,471
地 域 手 当	102	0
そ の 他 の 手 当	11,146	10,561
合 計	415,619	387,931

(注) 給料には、教職調整額を含む。

区分 給与種目	研究職給料表適用職員	医療職給料表（１）適用職員
給 料	315,917 円	407,917 円
扶 養 手 当	8,510	2,167
管 理 職 手 当	5,547	29,606
地 域 手 当	0	70,350
そ の 他 の 手 当	10,141	261,455
合 計	340,115	771,495

区分 給与種目	医療職給料表（2）適用職員	医療職給料表（3）適用職員
給 料	315,616 円	305,937 円
扶 養 手 当	7,483	6,956
管 理 職 手 当	4,848	2,451
地 域 手 当	0	0
そ の 他 の 手 当	10,484	7,263
合 計	338,431	322,607

区分 給与種目	海事職給料表適用職員
給 料	346,817 円
扶 養 手 当	15,757
管 理 職 手 当	1,854
地 域 手 当	0
そ の 他 の 手 当	9,846
合 計	374,274

第4表 扶養親族数別人員

扶養親族数	区分	該 当 職 員 数			
		うち扶養親族である 配偶者を有する者	うち扶養親族である 子を有する者	うち配偶者・子以外の 扶養親族を有する者	
		人	人	人	人
1 人		1,322	325	885	112
2 人		1,573	389	1,539	65
3 人		968	465	966	44
4 人		266	199	266	23
5 人		40	34	40	4
6人以上		5	4	5	4
計		4,174	1,416	3,701	252

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員の1人当たりの平均扶養親族数は、0.9人である。
 3 全給料表適用者のうち手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,960円である。

第5表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											
	100km 未 満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上	
受給者	人 82	人 28	人 2	人 0	人 10	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額											
	人 122	円 34,459										

第6表 管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	特4種	5種	6種	特6種	7種	8種
職員の区分	部長	次長	本庁課長	室長 校長	副校長	校長 教頭	指導主査	義務教育学校 副校長	教頭	部主事
受給者	人 13	人 57	人 172	人 172	人 21	人 199	人 1	人 5	人 112	人 26
区分	1種 (特定職)	2種 (特定職)	3種 (特定職)	4種 (特定職)	5種 (特定職)	受給者計		手当受給者 1人当たり 平均手当月額		
職員の区分	理事監	参事監	総合 事務所 課長	総合 事務所 室長	検査 専門員					
受給者	人 8	人 29	人 135	人 48	人 14	人 1,012	円 60,469			

(注) 職員の区分については、主な職務について記載した。

第7表 地域手当の支給状況

地域手当 支給区分 区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	非支給地
人員 (構成比)	人 88 (100.0%)	人 29 (33.0%)	人 14 (15.9%)	人 2 (2.3%)	人 0 (0.0%)	人 2 (2.3%)	人 0 (0.0%)	人 5 (5.7%)	人 36 (40.9%)
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	円 61,146	円 63,592	円 54,831	円 64,005	円 0	円 33,600	円 0	円 8,248	円 70,350

(注) 1 平均手当月額には、医療職給料表(1)適用職員に支給されるものを含む。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第8表 住居手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	2,207 人
手当月額11,000円未満の受給者	3
手当月額11,000円以上 27,000円未満の受給者	959
手当月額27,000円の受給者	1,245
手当受給者1人当たり平均手当月額	25,181 円

配偶者の居住する 借家・借間	受 給 者	手当支給者1人当たり平均手当月額
	8 人	13,113 円

第9表 通勤手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	7,739 人
交通機関等のみを利用する者	288
交通用具のみを使用する者	7,350
交通機関等と交通用具を併用する者	101
交通機関等の利用者1人当たり平均手当月額	19,726 円
交通用具の利用者1人当たり平均手当月額	7,281 円

第10表 再任用職員（フルタイム勤務職員）の適用給料表別、級別人員

給料表	計	級								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	84	人	人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	6				6					
教育職給料表(1)	96		96							
教育職給料表(2)	130		130							
研究職給料表	5	3	1		1					
医療職給料表(2)	4		3			1				
医療職給料表(3)	1			1						
海事職給料表	1		1							
給料表計	327									
60歳	112									
61歳	89									
62歳	68									
63歳	38									
64歳	20									
65歳	0									

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表について同じ。)

第11表 再任用職員（短時間勤務職員）の適用給料表別、級別人員

給料表	計	級								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	8	人	人	人	人	人	人	人	人	人
教育職給料表(1)	45		45							
教育職給料表(2)	59		59							
医療職給料表(3)	1		1							
給料表計	113									
60歳	26									
61歳	36									
62歳	24									
63歳	13									
64歳	14									
65歳	0									

第12表 適用給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6		1							1
7									2
8									
9	11								
10									
11						1			
12									
13									
14	11								2
15	2			1					2
16		1							2
17									1
18		1	1						4
19	18	6	1					1	3
20	2	7							1
21		2	1					2	
22		37	4		1			5	
23	1	12						4	
24	14	7	2					6	
25	1	9	3					5	
26		10	1					5	
27	1	43	5					2	
28		2	2					1	
29	89	10	16					2	
30	4	12	4					2	
31	4	43	1					2	
32		16	3						
33	1	11	19				3	2	
34	59	8	4				5	3	
35		33	4	1			8		
36	4	4	4			1	1	1	
37	4	11	20				3	2	
38		7	5				2		
39	79	35	5	1			2	1	
40	4	13	7				1		
41	7	11	15			1	1		
42	2	4	6		1	1	1		
43	8	21	1	1	3	1	2		
44	52	2	8				1		
45	5	7	14	1	1	1			
46	6	4	4	1	1	4	1		
47	9	22	5	3	1	3	1		
48	4	4	7	1		2			
49	46	5	28	2	1	3	1		
50	2	3	7	4	3	2			
51	1	17	8	15	2	5	1		
52	1	7	18	17	3	7	1		
53		5	19	11	5	13	2		
54	1	3	17	20	8	26			
55		11	15	22	11	16			
56	1	5	19	25	20	21			
57		11	17	24	26	22			
58	1	4	12	22	14	20			
59	1	13	15	32	28	21			
60	1	1	22	24	26	20			
61	1	1	21	29	20	14			
62		1	9	19	22	10			
63	1	6	13	21	24	18			
64		1	29	5	21	9			
65	1		21	12	11	13			
66	2	5	18	4	14	9			
67	2	9	7	5	15	14			
68	1	2	22	1	12	7			

職務の級 号 給	職務の級								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
69		2	17	2	4	4			
70		1	10	1	12	6			
71		1	10		10	2			
72		1	12		12	2			
73			15	1	12	4			
74		3	9		10	1			
75	1		8		9	1			
76		3	18		7	5			
77			16		4	1			
78			9		7				
79	1	3	14		5	1			
80		1	8		6				
81		1	12		5	7			
82		3	9		3				
83		2	10		2				
84		1	14		1				
85			6						
86		2	5						
87		3	6		1				
88		1	7		3				
89			3						
90		3	3						
91		2	2		1				
92		3	7						
93	3		7						
94			2						
95			3						
96			3						
97			2						
98		1	6						
99			4						
100		1	2						
101		1	2						
102		3	3						
103		3	2						
104		3	1						
105		2	3						
106			3						
107		1							
108		2	3						
109		4							
110		4							
111		1	5						
112		3	2						
113		1	1						
114		4	5						
115		1							
116		5	1						
117		1	9						
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		10							
計	470	613	808	328	408	320	37	46	16

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、
該当人員0の号給は空欄とした。(以下同じ。)

適用職員数	3,046人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7	9								
8	1								
9	1								
10									
11	9								
12	1								
13									
14	1								
15	2								
16	2								
17	15								
18	2								
19		14							
20		1							
21		1	1						
22	12								
23	4	6	1						
24	3	1							
25		1	1	1					
26		1	1						
27	17	14	1	1					
28	1	1							
29	2	14	1	1					
30	1	2							
31	19	13	2	1					
32	1	2	2						
33	4	2	3	3					1
34		12							2
35	5	11	2	3	1				1
36	2	2	1						1
37	2	1	4		1				5
38	2			1					
39	1	19	1	1	1				
40	2								
41	1	5	5	1	1				
42	1								
43		11	7	3					
44		3	2	1					
45		8	9	3					
46		3		1					
47	1	11	9	2	1			1	
48		4	1	1				1	
49		10	13	4	3		1	2	
50		2	6		2				
51	1	12	6	7	4			2	
52		2	3	1			2	1	
53		6	21	9		1	1	1	
54		2	3	1	4		2	1	
55		12	8	3	2	5	4	1	
56		1		2		1	1	1	
57		3	8	6	3	3	1	3	
58		2	3	5	1	1	1		3
59		2	12	16	3	2	3		
60		1	3	5	1	2	3		
61		1	6	12	2	3	1		
62		1	2	7		1	2		
63		1	7	15		2	2		
64		1	3	2	1	2	3		
65			11	12	3	4	1		
66			5	4	1		1		
67			10	12					
68			5	5		2	2		
69			14	11	3	2	2		
70			6	7		1	5		
71			15	12			6		
72			7	9	1	2			
73				9	3	1	2		
74				8	1	2	2		
75			2	4		3	1		
76				7	3		1		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77				6		4	1		
78				7		3	2		
79			1	6		2	3		
80			1	6		1	1		
81			2	7			8		
82			3	6		2			
83			1	7					
84				8					
85				12	1	1			
86				5					
87				7					
88			1	5					
89				4		1			
90			2	3					
91			1	2					
92				4					
93			1	2		1			
94				4					
95			1	2					
96				5					
97				3					
98				5					
99				4					
100			1	2					
101				5					
102				4					
103				5					
104				2					
105				2					
106				1					
107				3					
108				3					
109			1	4					
110				5					
111				2					
112				5					
113			1	6					
114				2					
115				3					
116				5					
117				3					
118				2					
119				2					
120				4					
121				2					
122				3					
123				3					
124			1						
125				21					
126			1						
127			1						
128									
129									
130									
131			1						
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	125	222	254	438	47	55	65	14	10

適用職員数	1,230人
-------	--------

教育職給料表（1）

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		16			
6					
7		2			
8		1			
9					
10		14			
11					
12					
13					
14					
15		16			
16					
17		5			
18					
19					
20		18			
21					
22		4			
23					1
24					1
25		13			
26					
27	1	7			4
28		1			3
29		9			3
30					2
31		2			7
32		4			2
33		10			2
34					3
35	1	5			
36		2			3
37		9			
38	2	1			
39		4			
40	1				
41		14			1
42	1	2			
43		4			
44		4			
45		15			
46		2			
47		7			
48	2	3			
49		15			
50		2			
51		4			
52		1			
53		15			
54		4			
55		8			
56		1			
57	1	15		1	
58		2			
59		12		5	
60		1		8	
61	1	17		7	
62		2		10	
63		6		7	
64		8		3	

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
65		10		4	
66		3		7	
67		10		7	
68		6		5	
69	2	10	1		
70		4	1	3	
71		15		1	
72		9		2	
73		19		1	
74		2	2		
75		7			
76	1	4	1		
77		17	3	1	
78		7	4		
79		6	1	1	
80		7	3		
81		16	3		
82	1	4	5		
83		4	4		
84		7	6		
85		16	2		
86		9	9		
87		15	3		
88	1	12	2		
89	1	28	2		
90		6			
91		13	2		
92		13			
93		32	2		
94		6			
95		11			
96		5			
97	3	20			
98	1	7			
99	2	14	1		
100		7			
101	1	26			
102		5			
103		16			
104		6			
105		28			
106		9			
107		18			
108	1	19			
109		22	1		
110		13			
111	1	28			
112		11			
113	1	26			
114		17			
115	1	27			
116		25			
117		38			
118		16			
119		46			
120		20			
121		41			
122		23			
123		40			
124		21			
125	1	26			
126		20			
127		40			
128		25			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
129		18			
130	1	16			
131		6			
132		2			
133		3			
134		2			
135	1	2			
136		2			
137		4			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	30	1,395	58	73	32

適用職員数	1,588人
-------	--------

教育職給料表（2）

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		89			
18					
19		7			1
20		1			
21		1			
22		69			21
23					28
24		13			31
25		1			22
26		1			19
27		62			11
28					13
29		17			3
30					3
31		1			5
32		57			2
33					3
34		28			3
35		2			
36		2			1
37		47			
38		2			1
39		26			1
40		4			
41		55			
42		1			
43		17			
44		12			
45		62			
46		1			
47		24			
48		8			
49		54			
50		1			
51		16			
52		3			
53		55			
54		3			
55		19			
56		8			
57		63			
58		4			
59		17			
60		4			
61		55			
62		6			
63		12			
64		5			

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
	人	人	人	人	人
65		57	1	1	
66		7			
67		15		1	
68		15	1		
69		54			
70		6	1		
71		13		4	
72		12	1	3	
73		54	1	1	
74		4	2	8	
75		19		11	
76		9	1	11	
77		30	2	16	
78		10	7	27	
79		20	1	19	
80		7	2	21	
81		36	2	13	
82		7	4	20	
83		15	2	11	
84		10	2	6	
85		36	2	3	
86		7	1	1	
87		15		2	
88		10			
89		33			
90		8		1	
91		18			
92		15		1	
93		36			
94		10			
95		16			
96		16			
97		21			
98		5			
99		20			
100		9			
101		43			
102		8			
103		19			
104		15			
105		43			
106		6			
107		16			
108		14			
109		36			
110		12			
111		11			
112		11			
113		40			
114		19			
115		24			
116		24			
117		37			
118		15			
119		27			
120		36			
121		37			
122		12			
123		30			
124		46			
125		59			
126		39			
127		50			
128		44			

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
	人	人	人	人	人
129		51			
130		56			
131		69			
132		45			
133		69			
134		55			
135		68			
136		47			
137		43			
138		25			
139		44			
140		8			
141		6			
142		1			
143		1			
144		3			
145					
146					
147					
148		1			
149					
計	0	2,975	33	182	168

適用職員数	3,358人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29	4				
30					
31					
32					
33					
34	5				
35					
36					
37					
38					
39	5				
40	1				
41	1				
42				1	
43				2	
44	2				
45	1				
46	2				
47		1			
48				1	
49				2	
50		1		1	
51	1				
52		1		1	2
53		1		3	
54	1	2		2	
55				1	2
56	3	1		4	1
57	1	1		3	3
58		1			
59	5	1			
60		1			
61	1			1	1
62				1	1
63	1	2			
64		2		1	1

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65				1	
66	3		2		
67	2	2			
68		1		2	
69		1			
70	1		1		
71					
72		1			
73			1		
74					
75			1		
76					
77		1			
78					
79	2	1			
80					
81	1				
82	2	1			
83	1				
84	1	1	1		
85	3		1		
86		2			
87	1	2			
88					
89					
90		1			
91	2	1			
92	2	1			
93		1			
94					
95	2				
96					
97		1			
98					
99					
100					
101	1		1		
102					
103					
104					
105					
106	1				
107					
108	1				
109	2				
110	1				
111		1			
112		1			
113	1				
114		1			
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121	1	3			
122	1				
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
139 140	人	人	人	人	人
141 142 143 144	2				
145 146 147 148					
149 150 151 152					
計	68	39	34	14	0

適用職員数	155人
-------	------

医療職給料表（1）

職務の級 号 給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7			1	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	7			
18				
19				
20				
21	4			
22				
23				
24				
25	7			
26				
27		1		
28				
29				
30				
31				
32				
33	1	1		
34				
35				
36				
37				
38				
39		1		
40				
41	1			
42				
43				
44				
45				
46				1
47		1		
48				
49				
50				2
51				
52				1
53				2
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				

職務の級 号 給	1	2	3	4
67				
68				
69			1	
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81			4	
82				
83				
84				
85				
計	20	4	6	6

適用職員数	36人
-------	-----

医療職給料表（2）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9		1					
10							
11							
12							
13							
14							
15		2					
16							
17		1					
18							
19							
20							
21		2					
22		1					
23							
24							
25		2					
26							
27							
28							
29							1
30							
31							
32		1					
33							
34							
35		1					
36		1					
37							
38			1				
39							
40							
41							
42		1					
43		1					
44							
45				1		1	
46							
47							
48				1			
49							
50					1		
51		2		1	1	1	
52				1			
53		1		1			
54					6	1	
55		1				1	
56						1	
57			1				
58					2		
59		4			1		
60							
61			2	1			
62		1		1			
63					1	1	
64							

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
65		人	人	人	人	人	人
66			1	2	2		
67							
68			1				
69					1		
70		1		2			
71		1		1			
72			1	1			
73				1			
74				1			
75		1		2			
76		1		1			
77				2			
78		1					
79				1			
80							
81		1					
82		1					
83							
84		1			1		
85					1		
86							
87							
88							
89				1			
90				1			
91							
92							
93							
94							
95		1					
96							
97							
98							
99				1			
100							
101							
102							
103							
104							
105		1					
106							
107							
108							
109				1			
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計	0	35	6	25	17	6	1

適用職員数	90人
-------	-----

医療職給料表（3）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14		3					
15		1					
16							
17							
18							
19		3					
20							
21							
22							
23							
24							
25		1					
26							
27							
28							
29		1					
30							
31							
32							
33							
34		1					
35							
36							
37							
38		1					
39							
40							
41							
42							
43		2					
44							
45						1	
46							
47		1					
48							
49							
50							
51		1					
52			1				
53							
54							
55		1					
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62		1					
63							
64							
65							
66							
67					1		
68							
69							
70							
71		1					
72							
73		3	1		1		
74							
75							
76			1				
77							
78		1					
79							
80			1				

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
81			1				
82		2					
83				1			
84		1	1				
85			1				
86		1	1				
87							
88			1				
89			1				
90		1					
91				1			
92							
93				2			
94							
95							
96		1					
97							
98		1	1				
99		1		1			
100							
101							
102							
103							
104		1		1			
105							
106							
107							
108							
109							
110		1					
111							
112			1				
113		1					
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120		1					
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131		1					
132							
133							
134							
135		1					
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
計	0	36	12	6	2	1	0

適用職員数	57人
-------	-----

海事職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36			1		
37					
38					
39		1			
40					
41					
42		1			
43				1	
44			1		
45		1			
46					
47		1			
48					
49					
50					1
51			1	1	
52		1			
53					
54	1			1	
55					
56			1		
57					
58				1	
59					
60					
61					
62					
63		2			
64		1	1		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65				1	
66					
67		1			
68					
69		1	1		
70					
71					
72		2		1	
73		1			
74					
75					
76				1	
77		1			
78					
79					
80					
81					
82		1			
83					
84					
85					
86			1		
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93		2	1		
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113		1			
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	1	18	8	7	1

適用職員数	35人
-------	-----

第13表 適用給料表別、級別、年齢別人員分布

行政職給料表

年齢	職務の級									計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
18歳	11									11
19歳	10									10
20歳	21									21
21歳	17									17
22歳	79									79
23歳	60									60
24歳	85	1								86
25歳	71									71
26歳	64									64
27歳	22	28								50
28歳	4	65								69
29歳	1	56								57
30歳	6	64								70
31歳	5	54								59
32歳	1	51	17	1		1				71
33歳	2	46	22							70
34歳	3	33	29							65
35歳		25	23							48
36歳		27	17			1				45
37歳	1	17	35							53
38歳		16	40							56
39歳	1	21	53							75
40歳		7	57	1						65
41歳		5	43	7	2					57
42歳		7	45	24	1				1	78
43歳		8	50	25						83
44歳		5	40	26	8					79
45歳		5	44	23	13					85
46歳		6	35	19	27		1			88
47歳		2	49	20	16	1				88
48歳	1	4	21	26	22	5				79
49歳		4	32	37	27	8				108
50歳		6	23	32	34	11	1	1		108
51歳		9	29	18	47	26	2			131
52歳	1	7	23	18	27	21	3			100
53歳	1	7	16	14	33	31	1	2		105
54歳		4	16	15	29	39	4	4		111
55歳		6	14	6	27	41		8	2	104
56歳		5	8	6	20	32	6	11	1	89
57歳		1	15	3	29	39	5	6	4	102
58歳		6	7	4	27	43	5	6	4	102
59歳		5	5	3	18	20	9	8	4	72
60歳以上	3				1	1				5
計	470	613	808	328	408	320	37	46	16	3,046

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下同じ。)

公安職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	9									9
19歳	12									12
20歳	19									19
21歳	15									15
22歳	21	11								32
23歳	24	11								35
24歳	11	27								38
25歳	2	26	2							30
26歳	7	32	3							42
27歳	2	21	4							27
28歳	2	19	7							28
29歳		21	12	3						36
30歳	1	23	18	1						43
31歳		14	17	5						36
32歳		5	28	2						35
33歳		2	23	8						33
34歳		4	27	11						42
35歳		3	24	14						41
36歳		2	21	20	1					44
37歳		1	18	28	2					49
38歳			13	25	2					40
39歳			9	27	6					42
40歳			5	26	4	1				36
41歳			4	24	7	3				38
42歳			3	17	6	7				33
43歳			2	33	5	4				44
44歳			3	25	1	3	2			34
45歳			3	27	3	5	2			40
46歳				21	4	3	1			29
47歳			1	9	1	10	5			26
48歳			2	16		9	4			31
49歳			1	10			4			15
50歳				8		2	6			16
51歳				16		1	4			21
52歳			1	12		3	3			19
53歳				11			7	2		20
54歳			1	5	1	1	3	2		13
55歳				2			3	5		10
56歳				4			3	1	2	10
57歳				7	3	2	6		1	19
58歳				16	1	1	8	2	2	30
59歳			2	5			4	2	5	18
60歳以上										
計	125	222	254	438	47	55	65	14	10	1,230

教育職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		16				16
23歳		17				17
24歳	2	17				19
25歳	1	24				25
26歳	2	16				18
27歳	1	15				16
28歳	1	15				16
29歳	1	19				20
30歳	1	18				19
31歳		23				23
32歳	1	26				27
33歳		17				17
34歳	1	28				29
35歳		21				21
36歳		17				17
37歳		21				21
38歳	2	31				33
39歳	3	25				28
40歳	3	30				33
41歳		37				37
42歳	1	48				49
43歳	1	62				63
44歳	1	51	1			53
45歳		60	1			61
46歳	1	43	3			47
47歳	1	54	3			58
48歳	2	64	2	1		69
49歳	1	52	8	2		63
50歳	1	65	7	3		76
51歳		63	9	3		75
52歳		62	5	8		75
53歳		52	7	7	1	67
54歳	1	40	2	8	1	52
55歳		59	5	9	3	76
56歳	1	43	1	8	4	57
57歳		46	3	10	7	66
58歳		54		6	10	70
59歳		43	1	8	6	58
60歳以上		1				1
計	30	1,395	58	73	32	1,588

教育職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
18歳	人	人	人	人	人	人
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		88				88
23歳		79				79
24歳		82				82
25歳		73				73
26歳		80				80
27歳		77				77
28歳		86				86
29歳		87				87
30歳		76				76
31歳		93				93
32歳		75				75
33歳		76				76
34歳		89				89
35歳		91				91
36歳		55				55
37歳		66				66
38歳		70				70
39歳		65				65
40歳		83				83
41歳		54				54
42歳		70				70
43歳		76				76
44歳		81		1		82
45歳		69	1			70
46歳		87	1			88
47歳		82	7	5		94
48歳		102	4	5		111
49歳		72	3	7		82
50歳		81	3	9		93
51歳		78	6	14	1	99
52歳		78	4	26	1	109
53歳		67	2	25	7	101
54歳		62	1	25	7	95
55歳		84	1	26	18	129
56歳		67		20	27	114
57歳		91		9	34	134
58歳		101		3	36	140
59歳		82		7	37	126
60歳以上						
計	0	2,975	33	182	168	3,358

研究職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	4					4
23歳	4					4
24歳	5					5
25歳	5					5
26歳	2					2
27歳	2					2
28歳	7					7
29歳	5					5
30歳	5					5
31歳						
32歳	1					1
33歳	4					4
34歳	4	1				5
35歳	2					2
36歳	1	2				3
37歳	2	1				3
38歳	1	4				5
39歳	3					3
40歳	1	5				6
41歳	2	2				4
42歳	3	3				6
43歳		3				3
44歳	2	1				3
45歳		1	1			2
46歳			3			3
47歳	1	2	2			5
48歳		1	2			3
49歳		2	3			5
50歳			5			5
51歳	1	3	5	1		10
52歳	1	3	2			6
53歳			1	3		4
54歳		1	2	1		4
55歳		1	2	2		5
56歳			1	2		3
57歳		1	2	2		5
58歳		1		1		2
59歳		1	3	2		6
60歳以上						
計	68	39	34	14	0	155

医療職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18歳					
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳	1				1
25歳	3				3
26歳	6				6
27歳	2				2
28歳	3				3
29歳	2				2
30歳	1				1
31歳	1				1
32歳	1				1
33歳		1			1
34歳		1			1
35歳		1	1		2
36歳					
37歳					
38歳					
39歳					
40歳					
41歳					
42歳		1			1
43歳					
44歳					
45歳					
46歳					
47歳					
48歳			1		1
49歳					
50歳				1	1
51歳					
52歳					
53歳			1		1
54歳					
55歳					
56歳					
57歳					
58歳			1		1
59歳					
60歳以上			2	5	7
計	20	4	6	6	36

医療職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳		1						1
23歳								
24歳		2						2
25歳		3						3
26歳		2						2
27歳		1						1
28歳		1						1
29歳		3						3
30歳		1						1
31歳								
32歳								
33歳		3						3
34歳		3						3
35歳		3	1					4
36歳		2						2
37歳		2						2
38歳				1				1
39歳		2	1					3
40歳			1	2				3
41歳		2	1					3
42歳		2		1				3
43歳			1	2				3
44歳				3	1			4
45歳		1	1		3			5
46歳					3			3
47歳				5	1			6
48歳					2			2
49歳				2				2
50歳				2		1		3
51歳					2	1		3
52歳				1		2		3
53歳				1				1
54歳				2	1	1		4
55歳				1	1			2
56歳					1			1
57歳		1		2			1	4
58歳					2			2
59歳						1		1
60歳以上								
計	0	35	6	25	17	6	1	90

医療職給料表（3）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳		2						2
23歳		4						4
24歳								
25歳		2						2
26歳								
27歳		1						1
28歳		1						1
29歳								
30歳		3						3
31歳								
32歳								
33歳		1						1
34歳								
35歳		1						1
36歳			1					1
37歳								
38歳		3						3
39歳		2						2
40歳		2						2
41歳								
42歳		1						1
43歳		1	1					2
44歳		1						1
45歳		1	3					4
46歳		1	1					2
47歳		1		1				2
48歳		1	1					2
49歳		1	1					2
50歳			1	3				4
51歳				1				1
52歳		1	1					2
53歳		2						2
54歳			1					1
55歳		2		1	1			4
56歳		1						1
57歳						1		1
58歳			1					1
59歳					1			1
60歳以上								
計	0	36	12	6	2	1	0	57

海事職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳						
23歳						
24歳						
25歳	1					1
26歳						
27歳						
28歳						
29歳						
30歳		1				1
31歳						
32歳		1				1
33歳		1				1
34歳		1				1
35歳		1				1
36歳			1			1
37歳		2	1			3
38歳		2				2
39歳		2	1			3
40歳						
41歳		1				1
42歳			1			1
43歳		1				1
44歳		1				1
45歳			1			1
46歳						
47歳						
48歳						
49歳			1			1
50歳			1	1		2
51歳			1		1	2
52歳		1		1		2
53歳		1				1
54歳		2		1		3
55歳				1		1
56歳						
57歳						
58歳				1		1
59歳				2		2
60歳以上						
計	1	18	8	7	1	35

2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の結果

令和5年4月現在における民間事業所従業員の給与等の実態を調査したものである。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「農業・林業」、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された245事業所の中から無作為に抽出した140事業所（うち13事業所は調査不能等により集計対象外）である。

第14表 産業別、規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人 ～2,999人	500人 ～999人	100人 ～499人	50人～99人
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 、 林 業 、 漁 業	2	—	—	—	1	1
鉱 業 、 建 設 業	8	2	—	—	4	2
製 造 業	54	1	2	6	27	18
電気・ガス・熱供給・水道 業、情報通信業、運輸業	19	6	—	2	8	3
卸 売 ・ 小 売 業	4	1	—	—	2	1
金融・保険業、不動産業	5	2	1	1	1	—
医療、福祉、教育、学習支 援業、サービス業	35	5	5	12	11	2
合 計	127	17	8	21	54	27

第15表 職種別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A-B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	11	53.7	716,947	64	716,883	* 構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	52.3	801,302	0	801,302	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	4	54.6	675,453	168	675,285	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	7	52.0	708,919	42,595	666,324	* 構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	3	52.2	800,815	0	800,815	
	短 大 卒	2	*	*	*	*	
	高 校 卒	2	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-
	事 務 部 長	87	53.1	533,203	1,460	531,743	* 構成員20人又は2課以上の部の長 * 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	51	52.5	547,014	710	546,304	
短 大 卒	17	54.0	494,440	0	494,440		
高 校 卒	19	54.0	528,497	4,838	523,659		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	50	54.2	574,834	9,469	565,365	* 構成員20人又は2課以上の部の長 * 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
大 学 卒	21	52.7	547,002	0	547,002		
短 大 卒	6	52.4	592,848	19,703	573,145		
高 校 卒	23	56.2	596,122	15,632	580,490		
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	49	50.7	498,201	257	497,944	* 前記の部長に事故等のあるときの職務 * 代行者 * 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職 * 中間職(部長-課長間)	
大 学 卒	36	49.7	520,838	342	520,496		
短 大 卒	2	*	*	*	*		
高 校 卒	11	54.5	409,002	0	409,002		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	14	52.0	480,248	47	480,201	* 前記の部長に事故等のあるときの職務 * 代行者 * 職責が上記部の次長に相当する部の次長又は部次長級専門職 * 中間職(部長-課長間)	
大 学 卒	8	52.1	492,191	83	492,108		
短 大 卒	1	*	*	*	*		
高 校 卒	5	53.3	456,148	0	456,148		
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	120	48.0	487,185	7,928	479,257	* 構成員10人又は2係以上の課の長 * 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
大 学 卒	66	45.4	491,645	7,777	483,868		
短 大 卒	17	50.9	468,657	7,097	461,560		
高 校 卒	36	52.0	483,178	8,824	474,354		
中 学 卒	1	*	*	*	*		
技 術 課 長	119	50.9	534,566	26,484	508,082	* 構成員10人又は2係以上の課の長 * 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
大 学 卒	48	50.5	516,830	5,244	511,586		
短 大 卒	17	50.1	582,048	38,981	543,067		
高 校 卒	53	51.7	535,114	42,364	492,750		
中 学 卒	1	*	*	*	*		

(注) 1 調査実人員が2人以下の場合は、平均年齢及び平均支給額を*としている。(第15表共通)
 2 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に還元して算出した数値である。(第15表共通)
 3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A-B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 種 職	事務課長代理	88	44.5	402,493	48,414	354,079	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 * 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	
	大学卒	49	40.9	397,698	56,044	341,654		
	短大卒	12	49.9	375,846	29,062	346,784		
	高校卒	26	50.9	424,788	39,701	385,087		
	中学卒	1	*	*	*	*		
	技術課長代理	33	47.6	422,271	23,958	398,313		
	大学卒	15	44.9	419,988	19,508	400,480		
	短大卒	9	50.8	458,858	3,945	454,913		
	高校卒	9	49.1	390,826	50,508	340,318		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	213	46.3	376,106	45,342	330,764		* 係の長又は係長級専門職
	大学卒	86	42.4	375,421	43,949	331,472		
	短大卒	36	49.5	383,278	49,400	333,878		
	高校卒	90	48.9	374,162	44,239	329,923		
	中学卒	1	*	*	*	*		
	技術係長	206	48.0	478,848	58,988	419,860		
大学卒	56	44.6	408,490	29,850	378,640			
短大卒	27	47.3	479,044	76,291	402,753			
高校卒	122	49.7	512,122	68,479	443,643			
中学卒	1	*	*	*	*			
事務主任	214	44.5	347,675	36,429	311,246	* 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 * 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）		
大学卒	97	41.0	357,753	48,867	308,886			
短大卒	37	46.2	317,633	24,953	292,680			
高校卒	80	47.9	348,969	26,390	322,579			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術主任	161	42.2	392,530	58,382	334,148			
大学卒	62	39.9	368,423	50,989	317,434			
短大卒	23	41.6	393,264	75,072	318,192			
高校卒	76	44.4	413,425	59,738	353,687			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係員	909	39.2	280,599	26,423	254,176			
大学卒	364	34.9	274,374	26,547	247,827			
短大卒	183	41.3	279,340	26,240	253,100			
高校卒	360	42.1	287,429	26,499	260,930			
中学卒	2	*	*	*	*			
技術係員	621	38.5	318,447	40,153	278,294			
大学卒	233	34.9	305,560	35,677	269,883			
短大卒	101	36.7	289,298	31,664	257,634			
高校卒	287	41.5	336,294	45,844	290,450			
中学卒	-	-	-	-	-			

(注) 4 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

5 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	10	54.0	749,862	73	749,789	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	工 場 長	3	53.8	945,535	0	945,535	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長	31	52.6	584,707	264	584,443	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	技 術 部 長	13	54.6	690,933	39,481	651,452	
	事 務 部 次 長	28	48.9	538,896	130	538,766	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	技 術 部 次 長	4	52.0	532,071	0	532,071	
	事 務 課 長	82	46.5	508,358	10,016	498,342	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
	技 術 課 長	59	50.8	624,708	54,079	570,629	
	事 務 課 長 代 理	62	42.9	414,858	56,602	358,256	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
	技 術 課 長 代 理	13	50.2	495,568	7,399	488,169	
	事 務 係 長	87	49.3	434,098	67,567	366,531	係の長又は係長級専門職
	技 術 係 長	130	49.9	548,456	67,919	480,537	
	事 務 主 任	94	47.0	388,923	33,354	355,569	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	技 術 主 任	64	45.4	505,688	84,581	421,107	
	事 務 係 員	342	40.2	282,582	24,920	257,662	
技 術 係 員	197	34.0	328,487	48,156	280,331		

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)	
支 店 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	4	51.0	577,575	66,239	511,336	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	45	53.1	513,769	2,488	511,281	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	33	54.0	542,300	0	542,300	
事 務 部 次 長	14	53.4	418,310	585	417,725	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 部 次 長	9	51.3	465,567	72	465,495	
事 務 課 長	31	52.0	450,554	1,815	448,739	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	52	51.5	469,315	2,960	466,355	
事 務 課 長 代 理	23	49.6	365,473	25,888	339,585	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
技 術 課 長 代 理	16	46.3	394,076	39,656	354,420	
事 務 係 長	84	43.9	341,134	31,795	309,339	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	60	45.0	357,512	35,728	321,784	
事 務 主 任	86	42.2	319,339	41,562	277,777	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
技 術 主 任	72	40.4	344,578	47,077	297,501	
事 務 係 員	474	38.8	285,445	28,381	257,064	
技 術 係 員	342	40.7	324,225	39,276	284,949	

4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	
	工 場 長	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
	事 務 部 長	11	54.4	473,969	91	473,878	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	技 術 部 長	4	55.0	501,159	0	501,159	
	事 務 部 次 長	7	54.5	468,661	166	468,495	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職
	技 術 部 次 長	1	*	*	*	*	中間職（部長－課長間）
	事 務 課 長	7	47.5	398,072	12,079	385,993	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
	技 術 課 長	8	47.8	382,571	6,427	376,144	
	事 務 課 長 代 理	3	44.2	376,351	13,440	362,911	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理
	技 術 課 長 代 理	4	45.3	309,736	8,986	300,750	職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	事 務 係 長	42	45.3	333,712	29,426	304,286	係の長又は係長級専門職
	技 術 係 長	16	43.5	387,295	79,739	307,556	
	事 務 主 任	34	43.9	315,815	29,913	285,902	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
	技 術 主 任	25	40.4	284,648	34,082	250,566	係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	事 務 係 員	93	38.3	237,878	18,314	219,564	
技 術 係 員	82	35.5	253,416	25,052	228,364		

その2 その他の職種

規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)		
							円
技能・労務関係職種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守 衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	3	49.0	186,061	1,529	184,532	
医療関係職種	病 院 長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	-	-	-	-	-	上記病院長に事故等のあるときの職務代理者
	医 科 長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	3	50.2	1,223,333	0	1,223,333	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
	薬 局 長	2	*	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	14	43.7	336,556	6,353	330,203	
	診療放射線技師	9	43.3	339,352	13,465	325,887	
	臨床検査技師	11	44.1	261,361	2,518	258,843	
	栄 養 士	15	41.0	255,082	3,315	251,767	
理 学 療 法 士	63	35.9	283,802	4,923	278,879		
作 業 療 法 士	80	35.9	284,418	4,268	280,150		

規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)		
							円
医療関係職種	総 護 師 長	4	57.5	491,446	1,771	489,675	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	55	47.2	388,353	23,069	365,284	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	102	35.5	297,249	37,124	260,125	
	准 看 護 師	40	43.3	275,270	28,072	247,198	
教育関係職種	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	3	54.5	545,811	10,136	535,675	
	高等学校教諭	42	42.4	400,852	8,262	392,590	

第16表 職員と民間事業所従業員との対応関係

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長	支店長、工場長
7級		部長、部次長	
6級	課長代理	課長	部長、部次長
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

- (注) 1 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。
- 2 基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長の間に位置付けられる従業員、課長と係長の間に位置付けられる従業員、係長と係員の間に位置付けられる従業員については、それぞれ部次長、課長代理、主任に含めている。

第17表 職員給与と民間給与の較差

民間給与 ①	職員給与 ②	給与の較差 ①-② $\frac{①-②}{②} \times 100$
348,424 円	345,428 円	2,996 円 (0.87%)

- (注) 1 較差は、ラスパイレス方式により算出したものである。
- 2 職員、民間事業所従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

第18表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
	係員		58.7	0.9	0.9
課長級		51.0	3.1	0.9	45.0

第19表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			定期昇給 実施	増額	減額			変化なし
係員		92.9	89.9	22.1	1.1	66.7	3.0	7.1
課長級		89.4	86.4	19.1	1.1	66.2	3.0	10.6

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

第20表 学歴別初任給

(単位：円)

職種	学歴	初任給月額
新卒事務員・技術者	大学卒	203,589
	短大卒	185,265
	高校卒	170,513

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

第21表 初任給の改定状況

(単位：%)

学歴 企業規模		項目	初任給の改定状況			採用なし	
			採用あり				
			増額	据置	減額		
大学卒	規模計		16.4	(69.0)	(31.0)	(0.0)	83.6
		500人以上	9.0	(73.2)	(26.8)	(0.0)	91.0
		100人以上500人未満	23.3	(76.2)	(23.8)	(0.0)	76.7
		100人未満	13.0	(33.3)	(66.7)	(0.0)	87.0
高校卒	規模計		13.5	(78.2)	(21.8)	(0.0)	86.5
		500人以上	2.2	(100.0)	(0.0)	(0.0)	97.8
		100人以上500人未満	23.8	(73.4)	(26.6)	(0.0)	76.2
		100人未満	8.7	(100.0)	(0.0)	(0.0)	91.3

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第22表 特別給の支給状況

(単位：月分)

区分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
下半期	2.17	2.07	2.13	2.88
上半期	2.01	2.10	2.10	1.09
年間の計	4.18	4.17	4.23	3.98

- (注) 1 下半期は令和4年8月から令和5年1月まで、上半期は同年2月から同年7月までの期間である。
- 2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。
- 3 端数処理をしているため、表中の上・下半期の計は必ずしも年間の計とは一致しない。

第23表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模						
規模計	52.8	47.2	53.5	46.5	56.9	43.1
500人以上	55.9	44.1	57.0	43.0	63.4	36.6
100人以上500人未満	57.1	42.9	57.7	42.3	59.4	40.6
100人未満	36.4	63.6	36.8	63.2	37.9	62.1

第24表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(単位：%)

	在宅勤務を実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を実施していない
		を支給する	を支給しない	
計	34.1	(12.0)	(88.0)	65.9

※ () 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

(単位：%)

	検討している	検討していない
計	7.2	92.8

※ 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第25表 家族手当の支給状況

扶養家族の構成別支給月額

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	9,457
配偶者と子1人	14,696
配偶者と子2人	19,408

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

3 労働経済関係資料

第26表 労働経済指標

項目			年 月	令 和 3年度	令 和 4年度	令和4年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	
雇用	① 常用雇用指数（調査産業計）		前年度比・前年同 月比（%）	△ 0.4	△ 0.3	△ 1.2	△ 1.2	△ 1.3	△ 1.1	△ 0.9	
	② 有効求人倍率 （季節調整値）	全 国	（倍）	1.16	1.31	1.20	1.21	1.23	1.24	1.25	
		鳥取県	（倍）	1.40	1.53	1.44	1.46	1.49	1.50	1.48	
③ 完全失業率（季節調整値）			（%）	2.8	2.6	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	
給与	④ きまって支給する給与 （調査産業計）	全 国	（千円）	298.2	304.5	298.9	299.5	304.0	307.9	301.2	
			前年度比・前年同 月比（%）	1.7	2.1	2.0	2.3	2.2	2.5	2.2	
		鳥取県	（千円）	245.7	246.2	245.8	245.7	247.8	248.9	243.7	
			前年比・前年同月 比（%）	△ 0.1	0.8	1.2	0.9	1.1	1.1	0.9	
		一 般 労働者	全 国	（千円）	360.7	366.7	360.5	361.4	366.1	370.5	362.0
				前年度比・前年同 月比（%）	1.3	1.7	1.1	1.2	1.4	2.1	1.5
	鳥取県	（千円）	286.1	290.0	287.9	287.6	289.4	290.8	284.6		
		前年比・前年同月 比（%）	0.1	1.2	1.4	0.7	1.5	1.5	1.4		
	⑤ うち所定内給与	全 国	（千円）	274.4	279.6	274.7	275.2	278.9	281.9	277.2	
			前年度比・前年同 月比（%）	1.1	1.9	1.8	1.9	1.9	2.2	1.9	
		鳥取県	（千円）	228.1	227.2	227.1	226.5	227.9	229.6	226.5	
			前年比・前年同月 比（%）	△ 1.1	0.2	1.3	0.3	0.7	0.5	0.6	
一 般 労働者		全 国	（千円）	330.2	335.1	329.8	330.3	334.2	337.4	331.6	
			前年度比・前年同 月比（%）	0.6	1.5	0.8	0.9	1.0	1.8	1.2	
鳥取県	（千円）	264.0	265.8	264.5	263.3	264.6	266.5	262.9			
	前年比・前年同月 比（%）	△ 0.9	0.5	1.5	0.3	1.0	0.7	1.1			
労働時間	⑥ 総実労働時間数 （調査産業計）		全 国	（時間）	142.5	143.5	136.9	136.6	144.5	149.0	137.6
			鳥取県	（時間）	146.0	145.1	137.6	139.4	148.5	149.9	138.7
	⑦ うち所定外労働時間数		全 国	（時間）	11.7	12.2	11.8	11.9	12.6	12.9	11.7
			鳥取県	（時間）	9.5	9.9	9.8	9.6	10.8	10.6	9.1
生計費	⑧ 消費支出 （二人以上の世帯のうち勤労者世帯）		全 国	（千円）	311.2	322.8	314.4	285.3	343.7	344.1	315.0
				前年度比・前年同 月比（%）	2.2	3.7	5.6	1.6	△ 0.1	1.6	△ 0.9
			鳥取県	（千円）	318.3	298.8	342.9	304.1	293.7	278.4	305.9
物価	⑨ 消費者物価指数（総合）		全 国	前年度比・前年同 月比（%）	0.1	3.2	0.5	0.9	1.2	2.5	2.5
			鳥取市	前年比・前年同月 比（%）	△ 0.7	2.6	0.2	0.6	0.9	2.3	2.3
	⑩ 国内企業物価指数			前年度比・前年同 月比（%）	7.1	9.4	9.1	9.4	9.4	9.9	9.4

(注) 1 ①、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩の増減率については、令和2年平均=100とした指数を基礎としている。
2 ①、④、⑤、⑥、⑦は事業所規模30人以上の数値である。
3 令和3年度、令和4年度の欄のうち、④、⑤の鳥取県の増減率及び⑨の鳥取市の欄はそれぞれ令和3暦年、令和4暦年の数値である。

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	4月	資料出所
△ 0.6	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.6	0.6	0.6	0.7	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
1.27	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	厚生労働省
1.50	1.51	1.54	1.56	1.58	1.56	1.57	1.54	1.51	1.51	1.49	
2.6	2.6	2.5	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6	総務省 (労働力調査)
304.0	303.7	301.9	304.0	305.3	305.7	305.9	303.9	303.5	306.8	310.9	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
2.3	2.0	2.3	2.6	2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0	
247.7	247.3	245.9	245.7	247.7	247.6	250.8	242.2	244.2	242.8	247.1	
0.5	0.5	0.5	0.2	0.8	0.6	1.5	△ 1.4	△ 0.6	△ 2.0	△ 0.8	
365.0	365.3	363.9	366.1	368.5	368.3	368.9	366.1	366.2	369.9	373.8	
1.7	1.5	1.7	2.0	2.0	1.9	1.9	1.6	1.3	1.1	1.0	
289.0	288.2	287.4	287.3	290.8	288.2	293.0	292.4	295.4	292.4	296.5	
1.1	0.7	0.7	0.6	1.7	1.0	2.3	1.6	2.7	1.1	2.0	
280.0	279.1	277.7	279.7	279.9	280.0	280.1	279.5	279.1	281.6	285.1	
2.1	1.9	2.2	2.2	1.8	2.2	2.3	1.7	1.5	1.0	1.2	
231.3	228.8	226.0	226.5	228.5	228.9	229.6	222.2	224.7	224.3	228.4	
0.4	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.2	0.2	△ 2.2	△ 0.7	△ 1.5	△ 0.5	
334.5	333.9	333.2	335.1	336.0	335.5	336.0	335.1	335.0	337.7	341.1	
1.5	1.2	1.5	1.6	1.4	1.6	1.8	1.6	1.4	1.1	1.1	
268.2	264.9	262.3	263.3	266.2	264.5	266.3	266.4	270.1	268.4	272.7	
0.9	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.3	0.5	0.1	1.0	0.7	2.5	1.4	2.4	
149.6	147.0	139.1	144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3	
152.7	147.0	141.3	146.8	146.6	148.8	145.7	134.3	142.3	147.1	147.6	
12.1	12.1	11.3	12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6	
9.7	9.8	9.5	10.0	10.0	10.1	10.9	9.5	9.6	9.4	9.7	
300.5	317.6	322.4	314.0	328.7	308.1	353.8	331.1	298.7	340.0	334.2	総務省 (家計調査)
6.9	4.9	9.6	6.2	5.1	1.3	2.8	5.3	4.7	△ 1.1	△ 2.9	
256.1	277.3	295.5	378.8	264.9	298.3	338.3	290.7	266.6	334.7	279.8	
2.4	2.6	3.0	3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5	総務省
2.0	2.6	3.3	3.5	4.5	4.4	4.7	5.0	3.8	3.8	4.0	
9.6	9.3	9.6	10.3	9.7	9.9	10.6	9.6	8.3	7.4	6.0	日本銀行

4 生計費関係資料

第27表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和5年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	28,460	28,710	45,200	61,680	78,170
住居関係費	39,420	41,920	38,080	34,280	30,430
被服・履物費	3,280	2,230	3,610	4,990	6,360
雑費 I	17,650	18,350	35,150	51,960	68,760
雑費 II	8,510	9,940	13,800	17,690	21,590
計	97,320	101,150	135,840	170,600	205,310

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における鳥取市の調査結果（全世界帯・令和5年4月分）に基づく費目別平均支出金額（4人世帯の1か月当たりの支出金額に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて求めた。

1人世帯については、全国の1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の同支出金額の割合を乗じて求めた。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道及び家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費 I …… 保健医療、交通・通信、教育及び教養娯楽

雑費 II …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費及び仕送り金）

5 人事管理に関する報告関係資料

第28表 年360時間を超える時間外勤務を行った職員数・割合
(令和3年度・令和4年度比較)

(単位：人)

区 分		年360時間以下の職員数		年360時間を超える職員数		うち年720時間を超える職員数	
		R4	R3	R4	R3	R4	R3
知事部局	本庁	783 (72.5%)	824 (80.9%)	297 [143] (27.5%)	194 [92] (19.1%)	35 [26] (3.2%)	23 [20] (2.3%)
	本庁以外	1,210 (90.9%)	1,220 (90.2%)	121 [64] (9.1%)	133 [53] (9.8%)	23 [23] (1.7%)	20 [17] (1.5%)
		33 (50.0%)	33 (55.0%)	33 [0] (50.0%)	27 [0] (45.0%)	9 [1] (13.6%)	5 [2] (8.3%)
	全体	1,993 (82.7%)	2,044 (86.2%)	418 [207] (17.3%)	327 [145] (13.8%)	58 [49] (2.4%)	43 [37] (1.8%)
		33 (50.0%)	33 (55.0%)	33 [0] (50.0%)	27 [0] (45.0%)	9 [1] (13.6%)	5 [2] (8.3%)
教育委員会 (学校教員以外)	特別支援学校	41 (97.6%)	40 (100.0%)	1 [0] (2.4%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)
	高等学校	141 (100%)	112 (99.1%)	0 [0] (0.0%)	1 [0] (0.9%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)
	教育委員会事務局	180 (83.7%)	188 (86.6%)	35 [0] (16.3%)	29 [6] (13.4%)	3 [0] (1.4%)	0 [0] (0.0%)
	全体	362 (91.0%)	340 (91.9%)	36 [0] (9.0%)	30 [6] (8.1%)	3 [0] (0.8%)	0 [0] (0.0%)
教育委員会 (学校教員)	特別支援学校	608 (92.7%)	634 (94.5%)	48 [0] (7.3%)	37 [0] (5.5%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)
	高等学校	976 (85.5%)	1,001 (88.7%)	165 [0] (14.5%)	127 [0] (11.3%)	2 [0] (0.2%)	2 [0] (0.2%)
	全体	1,584 (88.1%)	1,635 (90.9%)	213 [0] (11.9%)	164 [0] (9.1%)	2 [0] (0.1%)	2 [0] (0.1%)
警察本部	本部	89 (98.9%)	53 (100%)	1 [1] (1.1%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)
		345 (85.0%)	352 (87.8%)	61 [3] (15.0%)	49 [2] (12.2%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)
	本部以外	—	—	—	—	—	—
		613 (75.7%)	659 (78.5%)	197 [8] (24.3%)	180 [8] (21.5%)	0 [0] (0.0%)	1 [1] (0.1%)
	全体	89 (98.9%)	53 (100%)	1 [1] (1.1%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)
958 (78.8%)		1,011 (81.5%)	258 [11] (21.2%)	229 [10] (18.5%)	0 [0] (0.0%)	1 [1] (0.1%)	

- (注) 1 []内は各区分の職員数に対する、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第10条の2第2項）。以下同じ。）の処理が原因となって上限時間を超えて時間外勤務を行った職員の内数である。
- 2 ()内は各区分の職員数に占める各時間外勤務時間数別の職員数の割合である。
- 3 教育委員会（学校教員）については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務に従事した教員の数を含む。
- 4 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。
- 5 表中の2段書きの欄は、下段が他律的業務の比重が高い部署（職員の勤務時間、休暇等に関する規則第10条の2第1項第2号に規定する部署。この項及び第29表並びに第30表において「他律的部署」という。）、上段が他律的部署以外の部署の人数である。
- 6 令和4年度の年360時間以下の職員数及び360時間を超える職員数は、令和4年度末の実績により算出しているため、これらを合算した職員数は第29表及び第30表の職員数と必ずしも一致しない。

第29表 月45時間を超える時間外勤務を行った職員数
（令和3年度・令和4年度比較）

1 特例業務以外の業務により上限を超える時間外勤務を行った職員数

（単位：人）

区 分	職員数	月45時間を超える職員数						うち月100時間以上の職員数			
		R4		R3		R4		R3			
		実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数		
知 事 局	本 庁	1,061	1,018	319	925	262	600	25	32	25	36
	本 庁 以 外	1,320	1,293	138	262	151	274	3	3	0	0
		65	60	40	229	34	180	5	6	3	8
	全 体	2,381	2,311	457	1,187	413	874	28	35	25	36
教 育 委 員 会	特 別 支 援 学 校	42	32	1	1	4	4	0	0	0	0
	高 等 学 校	140	113	1	1	1	6	0	0	0	0
	教育委員会事務局	217	216	47	156	45	95	8	10	0	0
	全 体	399	361	49	158	50	105	8	10	0	0
警 察 本 部	本 部	84	99	0	0	1	1	0	0	0	0
		406	447	101	237	89	218	0	0	0	0
	本 部 以 外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		810	763	253	798	268	718	0	0	0	0
全 体	84	99	0	0	1	1	0	0	0	0	
		1,216	1,210	354	1,035	357	936	0	0	0	0

2 特例業務により上限を超える時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数		月45時間を超える職員数							
				うち月100時間以上の職員数							
		R4	R3	R4		R3		R4		R3	
				実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
知 事 局	本 庁	1,061	1,018	324	815	191	591	34	68	26	49
	本 庁 以 外	1,385	1,353	137	472	145	429	33	94	31	92
	全 体	2,446	2,371	461	1,287	336	1,020	67	162	57	141
教 育 委 員 会	特別支援学校	42	32	0	0	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	140	113	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	217	216	6	11	8	16	0	0	0	0
	全 体	399	361	6	11	8	16	0	0	0	0
警 察 本 部	本 部	490	546	11	33	9	11	0	0	9	11
	本 部 以 外	810	763	9	27	1	1	0	0	1	1
	全 体	1,300	1,309	20	60	10	12	0	0	10	12

- (注) 1 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。
 2 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。
 3 1の表中の2段書きの欄は、下段が他律的部署、上段が他律的部署以外の部署の人数である。
 4 職員数は、令和4年4月の勤務実績をもとに算出しているため、第28表及び第30表の職員数と必ずしも一致しない。

第30表 月45時間を超える時間外勤務を行った職員数
(令和4年度・令和5年度比較)

1 特例業務以外の業務により上限を超える時間外勤務を行った職員数

(1) 月45時間を超える時間外勤務を行った職員数 (単位：人)

区 分		職員数		4 月		5 月		6 月	
		R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4
知 事 局	本 庁	1,090	1,025	112	72	105	80	105	65
	本 庁 以 外	1,302	1,286	37	26	13	10	18	14
		70	61	28	18	24	14	32	21
	全 体	2,392	2,311	149	98	118	90	123	79
教 育 委 員 会	特別支援学校	40	32	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	138	115	0	1	0	0	0	0
	教育委員会事務局	220	217	0	17	0	15	0	13
	全 体	398	364	0	18	0	15	0	13
警 察 本 部	本 部	84	84	0	0	1	0	0	0
		411	406	23	22	17	5	28	13
	本 部 以 外	0	0	0	0	0	0	0	0
		819	778	74	76	71	48	44	85
全 体	84	84	0	0	1	0	0	0	
		1,230	1,184	97	98	88	53	72	98

(2) 月 100 時間以上の時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数		4 月		5 月		6 月	
		R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4
知 事 部 局	本 庁	1,090	1,025	5	3	8	1	7	1
	本 庁 以 外	1,302	1,286	1	0	0	0	0	0
		70	61	3	0	3	0	4	1
	全 体	2,392	2,311	6	3	8	1	7	1
70		61	3	0	3	0	4	1	
教 育 委 員 会	特別支援学校	40	32	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	138	115	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	220	217	0	0	0	0	0	0
	全 体	398	364	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部	本 部	84	84	0	0	0	0	0	0
		411	406	0	0	0	0	0	0
	本 部 以 外	0	0	0	0	0	0	0	0
		819	778	0	0	0	0	0	0
全 体	84	84	0	0	0	0	0	0	
	1,230	1,184	0	0	0	0	0	0	

2 特例業務により上限を超える時間外を行った職員数

(1) 月 45 時間を超える時間外勤務を行った職員

(単位：人)

区 分		職員数		4 月		5 月		6 月	
		R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4
知 事 部 局	本 庁	1,090	1,025	10	70	5	77	3	46
	本 庁 以 外	1,372	1,347	5	57	1	35	0	30
	全 体	2,462	2,372	15	127	6	112	3	76
教 育 委 員 会	特別支援学校	40	32	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	138	115	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	220	217	0	5	0	3	0	0
	全 体	398	364	0	5	0	3	0	0
警 察 本 部	本 部	495	490	13	0	13	0	0	0
	本 部 以 外	819	778	25	0	25	0	0	0
	全 体	1,314	1,268	38	0	38	0	0	0

(2) 月 100 時間以上の時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数		4 月		5 月		6 月	
		R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4
知 事 部 局	本 庁	1,090	1,025	1	5	0	3	0	0
	本 庁 以 外	1,372	1,347	0	19	0	9	0	2
	全 体	2,462	2,372	1	24	0	12	0	2
教 育 委 員 会	特別支援学校	40	32	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	138	115	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	220	217	0	0	0	0	0	0
	全 体	398	364	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部	本 部	495	490	6	0	0	0	0	0
	本 部 以 外	819	778	5	0	0	0	0	0
	全 体	1,314	1,268	11	0	0	0	0	0

- (注) 1 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。
 2 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。
 3 1の表中の2段書きの欄は、下段が他律的部署、上段が他律的部署以外の部署の人数である。
 4 職員数は、4月1日時点のものであるため、第28表及び第29表の職員数と必ずしも一致しない。

第31表 職員1人当たり年間時間外勤務時間数

(単位：時間)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知 事 部 局	168	134	150	182	204
うち本庁	216	168	185	227	267
地方機関	131	103	121	149	156
教 育 委 員 会	147	130	132	127	141
うち事務局	190	181	191	186	208
高等学校	69	49	39	45	51
特別支援学校	54	59	70	69	51
警 察 本 部	221	199	186	199	211
うち本部	182	184	153	168	175
本部以外	244	207	203	216	232

- (注) 1 高等学校及び特別支援学校については学校で勤務する教員を除いたものである。
 2 教育委員会の事務局については学校以外の教育機関を含む。

第32表 育児休業の新規取得状況

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知事部局	54(10)	58(18)	62(26)	73(32)	77(45)
教育委員会	26(1)	27(5)	25(7)	27(2)	28(8)
警察本部	12(5)	62(52)	67(48)	80(63)	87(67)

- (注) 1 当該年度に新たに育児休業を取得した職員数である。
 2 当該年度に育児休業が取得可能となった職員のほか、当該年度の前年度以前に取得可能となり、当該年度から育児休業を取得した職員数を含む。
 3 ()内は男性職員取得者数で内数である。
 4 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第33表 男性の育児休業取得率

(単位：%)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知事部局	15.8(9/57)	30.0(18/60)	37.3(25/67)	40.3(27/67)	65.6(40/61)
教育委員会	2.5(1/40)	10.8(4/37)	25.0(7/28)	7.7(2/26)	22.9(8/35)
警察本部	1.2(1/84)	33.7(31/92)	31.1(28/90)	85.1(63/74)	63.2(60/95)

- (注) 1 当該年度に育児休業が取得可能となった職員の内、当該年度に育児休業を取得した職員の割合である。
 2 ()内は右側が当該年度に育児休業を新たに取得可能となった職員数、左側が当該年度に実際に育児休業を取得した職員数である(単位：人)。
 3 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第34表 子の看護休暇の取得状況

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知事部局	461(263)	498(305)	474(289)	536(321)	585(346)
教育委員会	415(211)	395(193)	392(185)	426(201)	444(205)
警察本部	145(115)	186(142)	174(133)	208(155)	235(174)

- (注) 1 ()内は男性職員取得者数で内数である。
 2 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第35表 時間外勤務が1か月に100時間以上の職員に対する産業医等の面談の状況

(単位：延べ人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知事部局	8	39	121	163	160
教育委員会	61	92	4	4	6
警察本部	36	18	1	11	1

- (注) 1 時間外勤務が1か月に100時間以上となり、産業医等の面談を受診した人数である。
 2 教育委員会については県費負担教職員を含まない。
 3 教育委員会については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務に従事した時間数が100時間以上となった教員の数を含む。

第36表 在職死亡者及び長期療養者の状況

(単位：人)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知事局	在職死亡者	2	5	5	0	4
	長期療養者	57(2.0%)	65(2.3%)	69(2.5%)	93(3.4%)	101(3.6%)
	うち精神疾患	37(1.3%)	42(1.5%)	52(1.9%)	71(2.6%)	76(2.7%)
教育委員会	在職死亡者	1	3	2	1	1
	長期療養者	50(2.3%)	66(3.0%)	60(2.7%)	52(2.5%)	49(2.4%)
	うち精神疾患	36(1.7%)	48(2.2%)	44(2.0%)	37(1.8%)	32(1.5%)
警察本部	在職死亡者	0	0	1	1	0
	長期療養者	23(1.5%)	21(1.4%)	18(1.2%)	16(1.1%)	15(1.0%)
	うち精神疾患	13(0.9%)	10(0.7%)	10(0.7%)	7(0.5%)	9(0.6%)

(注) 1 長期療養者数は、当該年度において傷病により30日以上休業(病気休暇を含む。)した者の実人数である。

2 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

3 ()内は毎年4月1日現在の職員数(総務省「地方公共団体定員管理調査」を基に、任命権者によっては、調整を行っている場合がある。)に占める長期療養者数の割合である。

第37表 健康相談件数の状況

(単位：件)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知事局		1,758	1,868	1,656	2,560	2,452
	うちメンタルヘルス相談	1,461(83.1%)	1,646(88.1%)	1,435(86.7%)	2,389(93.3%)	2,414(98.5%)
教育委員会		516	454	682	804	1,049
	うちメンタルヘルス相談	364(60.9%)	283(62.3%)	586(85.9%)	676(84.1%)	930(88.7%)
警察本部		871	257	229	216	143
	うちメンタルヘルス相談	100(11.5%)	52(20.2%)	53(23.1%)	41(19.0%)	44(30.8%)

(注) 1 知事局は「健康相談」、「地共済健康ダイヤル」、教育委員会は「心の健康相談」、「教職員健康相談24」、警察本部は「健康相談」、「電話健康相談」における相談件数である。

2 ()内は健康相談件数に占めるメンタルヘルス相談件数の割合である。

3 件数は延べ件数であり、同一の者が複数回相談している場合でも、それぞれ1件として数えている。

基本的な考え方

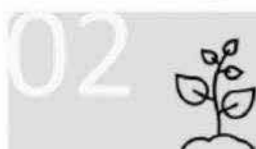
社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要



01
公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組



02
職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策



03
多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-being
の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致
幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化
交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実
民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討
優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現 令和6年
給与アップデート
潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討
非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳台の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進
人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等
個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を削り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて
勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等
官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子

I 現状

- ・ 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・ 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- ・ 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・ フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・ 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

IV 施行日

令和7年4月1日

令和5年 給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤労手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(-)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
 - ◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を遞減させる形で引上げ改定
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225 月	1.225 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勤告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勤告後の初任給(行政職俸給表(一)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勤告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和



様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

<p>1 人材の確保への対応</p> <p>潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大</p> <p>① 新規卒者、若手・中堅職員の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新卒初任給の引上げ ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ <p>② 民間人材等の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲) ・ 特定任期付職員のボーナス拡充 ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給 	<p>2 組織パフォーマンスの向上</p> <p>役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化</p> <p>① 役割や活躍に応じた処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲) ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大 ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲) <p>② 円滑な配置等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域手当の大きくくり化 ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大 	<p>3 働き方やライフスタイルの多様化への対応</p> <p>働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養手当の見直し ・ テレワーク関連手当の新設【本年勤告】 ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲) ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)
---	---	---

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討